



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年8月8日金曜日 第1988号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

一部事務組合の規約の変更許可(2件).....	880
医療機関の指定.....	880
指定医療機関の廃止の届出.....	880
指定医療機関の辞退.....	880
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	881
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定.....	881
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	881
介護機関(居宅介護事業者)の変更.....	882
介護機関(介護予防事業者)の変更.....	882
介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....	882
介護機関(居宅介護支援事業者)の廃止の届出.....	882
保安林予定森林にする旨の通知.....	883
林業用種苗生産事業者の登録の抹消.....	883
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....	884
公有水面埋立免許の出願.....	885
都市計画の変更(追加)案の縦覧.....	885
愛媛県証紙売りさばき人の指定.....	885
土地改良区役員の就退任の届出.....	886
土地改良区の定款変更の認可.....	886
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧(2件).....	886
道路の区域変更(県道鈍川伊予大井停車場線).....	886
道路の区域変更(県道鈍川伊予大井停車場線).....	887
道路の区域変更(県道北条玉川線).....	887
道路の区域変更(県道辰巳伊予和気停車場線).....	887
町営土地改良事業の施行の同意(3件).....	887
道路の区域変更(県道宇和島下波津島線).....	888
道路の供用開始(一般国道197号).....	888
道路の区域変更(県道小田河辺大洲線).....	888
道路の供用開始(県道小田河辺大洲線).....	888
道路の供用開始(県道小田河辺大洲線).....	889
道路の位置の指定.....	889

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1161号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり宇和島地区広域事務組合の規約の変更を許可した。

平成20年8月8日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 変更事項

関係市町に地域包括支援センターが設立されたことにより関係市町からの委託事務であった在宅介護支援センターに関する事務が平成20年3月31日をもって終了したことに伴い、及びふるさと市町村圏基金の取崩しを可能とするため、所要の変更を行う。

#### 2 規約変更年月日

平成20年7月31日

#### 3 規約変更許可年月日

平成20年7月31日

#### ○愛媛県告示第1162号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合の規約の変更を許可した。

平成20年8月8日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 変更事項

ふるさと市町村圏基金の取崩しに係る規制が緩和されたことに伴い、当該基金の取崩しを可能にするため、所要の変更を行う。

#### 2 規約変更年月日

平成20年7月31日

#### 3 規約変更許可年月日

平成20年7月31日

#### ○愛媛県告示第1163号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成20年8月8日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
しんぎ薬局	株式会社 信義洋行薬館	四国中央市土居町中村11 21番地の5	平成20年 5月20日

#### ○愛媛県告示第1164号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成20年8月8日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年月日
しんぎ薬局	合名会社 信義洋行薬館	四国中央市土居町中村11 21番地の5	平成20年 5月20日
マロン薬局	栗林薬品株式会 社	西条市円海寺6番3	平成20年 1月12日

#### ○愛媛県告示第1165号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

平成20年8月8日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	辞 退 年月日
こもだ歯科	薦田浩 詞	新居浜市宮原町1番58号	平成20年 4月30日

## ○愛媛県告示第1166号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成20年 8 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人なごみの会	今治市別名251番地	デイサービスなごみ	今治市別名252番地	平成20年 6 月 1 日
有限会社ケアプラザヨシコー	北宇和郡鬼北町大字興野々1251番地	有料老人ホームあおぞら	北宇和郡鬼北町大字興野々1251番地	平成20年 7 月 9 日
新居浜医療生活協同組合	新居浜市新田町一丁目9番9号	デイサービスみんなの家	新居浜市船木4620番地2	平成20年 7 月14日
株式会社こころ	新居浜市中村一丁目10番23号	訪問介護事業所こころ	新居浜市中村一丁目10番29号	平成20年 7 月22日

## ○愛媛県告示第1167号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成20年 8 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社大福	宇和島市御幸町一丁目2番8号	指定居宅介護支援事業所ももか	宇和島市御幸町一丁目2番8号オガビル302号	平成20年 6 月23日
医療法人里久会	喜多郡内子町平岡甲135番地1	居宅介護支援事業所アンジュ	喜多郡内子町平岡甲133	平成18年 3 月 1 日
株式会社エム・ケイ・エム・事業所	伊予市下吾川1226 - 5	居宅介護支援事業所しんかわ	伊予市下吾川1226 - 5	平成20年 7 月23日

## ○愛媛県告示第1168号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成20年 8 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人なごみの会	今治市別名251番地	デイサービスなごみ	今治市別名252番地	平成20年 6 月 1 日
医療法人仁明会	今治市南宝来町三丁目2番地3	デイサービスセンターはとり	今治市南宝来町三丁目4番地1	平成20年 6 月 1 日
有限会社ケアプラザヨシコー	北宇和郡鬼北町大字興野々1251番地	有料老人ホームあおぞら	北宇和郡鬼北町大字興野々1251番地	平成20年 7 月 9 日
新居浜医療生活協同組合	新居浜市新田町一丁目9番9号	デイサービスみんなの家	新居浜市船木4620番地2	平成20年 7 月14日
株式会社こころ	新居浜市中村一丁目10番23号	訪問介護事業所こころ	新居浜市中村一丁目10番29号	平成20年 7 月22日

有限会社訪問介護にじ	八幡浜市大字大平 1 番耕地81 4番地	有限会社訪問介護にじ	八幡浜市大字大平 1 番耕地81 4番地	平成20年 4 月 1 日
有限会社たんぼぼ	新居浜市中西町13番43号	有限会社たんぼぼ	新居浜市中西町13番43号	平成20年 7 月23日

## ○愛媛県告示第1169号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成20年 8 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
セントケア愛媛株式会社	（変更後） 松山市馬木町2167番地	セントケアにいほま	新居浜市宮西町 4 - 4	平成20年 6 月 1 日
	（変更前） 松山市古川南二丁目 7 番27号			

## ○愛媛県告示第1170号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成20年 8 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
セントケア愛媛株式会社	（変更後） 松山市馬木町2167番地	セントケアにいほま	新居浜市宮西町 4 - 4	平成20年 6 月 1 日
	（変更前） 松山市古川南二丁目 7 番27号			

## ○愛媛県告示第1171号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成20年 8 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社大正ワーク	新居浜市本郷一丁目 5 番37号	訪問介護サービス・スマイル	四国中央市土居町土居1105 - 1	平成19年 8 月31日
東洋殖産株式会社	伊予郡松前町大字筒井1515番地	東洋殖産株式会社	伊予郡松前町大字筒井1515番地	平成20年 3 月31日

## ○愛媛県告示第1172号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成20年 8 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
西予市	西予市宇和町卯之町三丁目43番地1	西予市明浜居宅介護支援事業所	西予市明浜町狩浜2番耕地1177番地	平成20年3月31日
医療法人里久会	喜多郡内子町平岡甲135番地1	土居内科外科医院	喜多郡内子町平岡甲133	平成18年2月28日
有限会社デイサービスセンターふれんど	新居浜市萩生2896番地2	指定居宅介護支援事業所ふれんど	新居浜市萩生2896番地2	平成20年3月31日
有限会社ミネケアシステム	伊予郡松前町出作240-6	ミネケアシステム居宅介護支援事業所	伊予郡松前町出作240-6	平成20年3月31日

○愛媛県告示第1173号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年 8月 8日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

大洲市肱川町宇和川418、443、477の1、490、594の1、615の3、640の2、652、655の2、656の3、659の5、肱川町大谷67から69まで、90の1、91の1、91の2、192、193、377、382、383、396、397、873、1518の1、1521、1522の1、1523の1、1573の18、1573の21、1578の1から1578の3まで、1605の1、2064、2065の3、2073の3、2074の2、2075の2、2076、2081の1、2081の2、2086、2088の1から2088の10まで、2089から2092まで、2094の2、2094の5、2098の1、2109の1、2149、2150、2151の1、2152の1、2152の2、2156、2169、2170、2193の1、2744、2754の1、2982の1、2983の1、2984の1、2988の1、2989の1、2990の1、2991の1、2991の2、2992の1、2992の2、2993、2994の1、2995、2998の1、3001、3009、3010の1、3010の2、3020の1、3263、3268の1、3272、3273、3274の1から3274の3まで、3275から3277まで、3279の1、3280の1、3280の2、3287、3288の1、3288の2、3289、3291、3294の1、3295、3296の4、3296の5、3358の1から3358の3まで、3359の1、3359の2、3361、3362、3365、3463、3464、3471、3472、3475の1、3760の1、3760の4、3761の1、3761の3、3762の1、3763の1、3763の2、3783、3784の1、3868の1、3868の2、3868の4、3868の5、3871の1、3873、3874、3876の1、3876の3、3881、3916の1、3917の1、3925、3926の1、3928の1、3929の1、3929の2、3930の1から3930の4まで、3931の1、3932、3933の1、3938の1、3938の2、3949の1から3949の3まで、3957の1、3957の2、3958の1、3958の2、3959の1、3959の2、3960の1、3967の1、3967の2、3968、3970の1、3970の3、3971から3973まで、3975の1、3975の2、3979、3980、4478の1、4478の3、4479、4483、4485の1、4485の2、4487、4488の1、4496、4497の1、4497の3、4499、4511、4512の1、4513、4514、45

21、4529、4530、4532の1、4532の2、4536、4537、4560の3、4567の2、4570、4571、4572の1、4577の4、4577の6、4578の1、4595、肱川町西2、119、207、208の1、208の2、215、216、219の4、219の5、220、221の1、221の3、221の5、243の1、244、245の1から245の3まで、250、281の1、285、286、290、294の1

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

南宇和郡愛南町正木3001、3024の1、3025から3027まで、3028の1、3029の1、3029の5、3030、3031、3032の1、3032の4、3033、3034

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1174号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づく次の生産事業者の登録を抹消した。

平成20年 8月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録 番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		生産事業者の内容		事業所の名称及び所在地	
	氏名又は名称	住所	種 穂	苗 木	名 称	所 在 地
362	泉 岡 穂	東温市田窪564	1 採取 2 精選	1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育 成	泉岡農園	東温市田窪

○愛媛県告示第1175号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成20年 8 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出事項

（東予地方局産業経済部今治支局管内）

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
今治市宮窪町宮窪1910 村 上 文 彦	今治市宮窪町宮窪1924 藤 本 二 郎	今治市宮窪町宮窪2812 - 2 村 上 英 司	宮 窪	宮窪町漁業協同組合

（中予地方局管内）

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
伊予市湊町234番地3 加 納 嘉 弘	伊予市湊町214番地3 大 森 日 出 雄	伊予市尾崎58番地 新 田 伸 一	伊 予	伊予漁業協同組合

（南予地方局管内）

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
宇和島市津島町嵐109番地 清 家 宜 悟	宇和島市津島町曾根785番地 西 田 治 善	宇和島市津島町浦知435 竹 村 助 太 郎	下 灘 第 二	下灘漁業協同組合

（南予地方局産業経済部八幡浜支局管内）

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
大洲市長浜甲467 - 3 鶴 崎 兵 一	大洲市長浜町青島57 紙 岡 清 成	大洲市長浜町今坊甲1282 中 伊 龍 二	長 浜	長浜町漁業協同組合
西宇和郡伊方町亀浦544番地 武 内 数 行	西宇和郡伊方町亀浦612番地 宮 本 泰 行	西宇和郡伊方町亀浦191番地1 宮 内 功	有 寿 来	八幡浜漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成20年 8 月 8 日から同年 8 月22日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

東予地方局産業経済部今治支局管内の加入区	東予地方局産業経済部今治支局水産課
中予地方局管内の加入区	中予地方局産業経済部水産課
南予地方局管内の加入区	南予地方局産業経済部水産課
南予地方局産業経済部八幡浜支局管内の加入区	南予地方局産業経済部八幡浜支局水産課

## ○愛媛県告示第1176号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、今治土木事務所及び今治市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成20年 8 月 8 日

伯方港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

今治市別宮町一丁目4番地1

今治市

代表者 今治市長 越智忍

今治市大西町脇甲1032番地1

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

今治市伯方町木浦字足奈波乙509番、乙510番、乙511番、乙517番、乙518番、乙518番2及び乙520番1の地先公有水面

イ 区域

次の1点から5点までを順次直線で結んだ線並びに5点と1点を結ぶ平成19年の春分の満潮位（D.L.+3.71メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（今治市伯方町大字木浦字高丸乙592番地の57、国土地理院「高丸山」四等三角点）は、北緯34度11分50.6910秒、東経133度07分20.0135秒の地点

1点は、基点から真北5度16分29秒486.21メートルの地点

2点は、1点から真北166度37分45秒120.00メートルの地点

3点は、2点から真北256度37分44秒60.24メートルの地点

4点は、3点から真北166度35分47秒0.48メートルの地点

5点は、4点から真北256度37分40秒19.25メートルの地点

ウ 面積

9,600.42平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

今治市伯方町木浦字足奈波乙508番、乙509番、乙510番、乙511番、乙517番、乙518番、乙518番2、乙520番1及び乙528番1の地内及び同地先公有水面

イ 区域

次のA点からH点までを順次直線で結んだ線及びH点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（今治市伯方町大字木浦字高丸乙592番地の57、国土地理院「高丸山」四等三角点）は、北緯34度11分50.6910秒、東経133度07分20.0135秒の地点

A点は、基点から真北353度27分47秒465.87メートルの地点

B点は、A点から真北74度50分04秒100.06メートルの地点

C点は、B点から真北346度16分21秒45.01メートルの地点

D点は、C点から真北74度50分04秒100.33メートルの地点

E点は、D点から真北166度37分45秒223.64メートルの地点

F点は、E点から真北256度37分44秒166.84メートルの地点

G点は、F点から真北327度19分45秒16.25メートルの地点

H点は、G点から真北254度35分03秒22.18メートルの地点

ウ 面積

38,708.49平方メートル

3 埋立地の用途

輸送用機械器具製造業用地

4 出願年月日

平成20年 7 月30日

## ○愛媛県告示第1177号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁、宇和島市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成20年 8 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 都市計画の種類及び名称

南予レクリエーション都市計画臨港地区 宇和島臨港地区

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分 坂下津、榊形町2丁目、榊形町3丁目、栄町港2丁目、曙町、寿町2丁目、弁天町1丁目、弁天町2丁目、築地町1丁目、築地町2丁目、住吉町2丁目、住吉町3丁目、住吉町三区、大浦の各一部

(2) 削除する部分 明倫町1丁目、榊形町3丁目、丸之内5丁目、栄町港2丁目、曙町、寿町2丁目、弁天町1丁目、弁天町2丁目、弁天町3丁目、住吉町1丁目、住吉町2丁目、築地町1丁目の各一部

## ○愛媛県告示第1178号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成20年 8 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	指 定 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
四第 3号	四国中央市三島宮川4丁目6番55号	四国中央市	四国中央市三島宮川4丁目6番55号 四国中央市本庁舎	平成20年6月6日
			四国中央市金生町下分865番地 四国中央市川之江庁舎	
			四国中央市土居町入野178番地1 四国中央市土居庁舎	
			四国中央市新宮町新宮461番地 四国中央市新宮庁舎	

○愛媛県告示第1179号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市萩生土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年8月8日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	真 鍋 伸 一	新居浜市萩生763番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	真 鍋 敏 夫	新居浜市萩生763番地

○愛媛県告示第1180号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市庄内土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年8月8日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第1181号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・片上地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を

○愛媛県告示第1183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年8月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	(一) 鈍川伊予大井停車場線	今治市玉川町鈍川丙183番1地先から 同町鈍川丁71番1地先まで  今治市玉川町鈍川丙184番10から 同町鈍川丁59番3まで	旧	メートル  3.8~16.0 8.6~21.5	キロメートル  0.079 0.070	道路台帳 付図【1】 -30から 【1】-36 まで【1】 -1から 【1】-7 まで

縦覧に供する。

平成20年8月8日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・片上地区）計画書の写し
- (2) 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成20年8月11日から9月5日まで

3 縦覧場所

今治市役所波方支所

○愛媛県告示第1182号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・一本松地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年8月8日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・一本松地区）計画書の写し
- (2) 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成20年8月11日から9月5日まで

3 縦覧場所

今治市役所玉川支所

		今治市玉川町鈍川丙184番10から 同町鈍川丁59番3まで	新	8.6~21.5	0.070	道路台帳 付図【1】 -1から 【1】-7 まで
--	--	----------------------------------	---	----------	-------	--------------------------------------

○愛媛県告示第1184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 8 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	(一) 鈍川伊予大井停車場線	今治市玉川町與和木甲431番1地先から 同町與和木甲395番1地先まで	旧	メートル 3.1~18.5 8.1~12.0	キロメートル 0.127 0.097	道路台帳 付図【14】 -30から 【14】-35 まで【14】 -7から 【14】-11 まで
		今治市玉川町與和木甲431番5から 同町與和木甲404番5まで		新		8.1~12.0
		今治市玉川町與和木甲431番5から 同町與和木甲404番5まで	新	8.1~12.0	0.097	道路台帳 付図【14】 -7から 【14】-11 まで

○愛媛県告示第1185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 8 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	(主)北条玉川線	今治市玉川町葛谷甲612番1地先から 同町葛谷甲613番4地先まで	旧	メートル 5.5~12.0 9.0~18.0	キロメートル 0.071 0.071	道路台帳 付図【28】 -26から 【29】-23 まで【28】 -23から 【29】-1 まで
		今治市玉川町葛谷甲612番5から 同町葛谷甲614番3まで		新		9.0~18.0
		今治市玉川町葛谷甲612番5から 同町葛谷甲614番3まで	新	9.0~18.0	0.071	道路台帳 付図【28】 -23から 【29】-1 まで

○愛媛県告示第1186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 8 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	辰巳伊予和気停車場線	松山市太山寺町1483番10から 同町1320番8まで	旧	メートル 4.6~41.3	キロメートル 0.139	
			新	12.6~41.3	0.139	

○愛媛県告示第1187号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、愛南町から協議のあった町営土地改良事業（農業用道路整備

事業・山出地区）の施行に平成20年7月29日同意した。

平成20年 8 月 8 日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫



○愛媛県告示第1188号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、愛南町から協議のあった町営土地改良事業（農地保全事業・山出地区）の施行に平成20年7月29日同意した。

平成20年 8 月 8 日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

より、愛南町から協議のあった町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・山出地区）の施行に平成20年7月29日同意した。

平成20年 8 月 8 日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

○愛媛県告示第1189号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に

○愛媛県告示第1190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 8 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘字新田甲2147番49から 同町北灘字面浦甲1148番16地先まで	旧	メートル 4.4～7.7	キロメートル 0.116	
			新	11.2～19.2	0.110	

○愛媛県告示第1191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 8 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	西宇和郡伊方町三崎1072番2から 同町三崎1611番2まで	平成20年 8 月 8 日

○愛媛県告示第1192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 8 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市河辺町植松524番から 同市河辺町植松550番地先まで	旧	メートル 5.1～14.9	キロメートル 0.065	
			新	14.9～23.0	0.065	

○愛媛県告示第1193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 8 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂4279番 4	平成20年 8 月 8 日

## ○愛媛県告示第1194号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 8 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市河辺町植松331番から 同市河辺町植松328番 6 まで	平成20年 8 月 8 日

## ○愛媛県告示第1195号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年 8 月 8 日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

## 1 指定年月日及び番号

平成20年 7 月 29 日 20南西土第道 - 2 号

## 2 道路の位置

西予市宇和町卯之町五丁目 141 番の一部

幅員 4.00メートル

延長 26.22メートル

## 3 申請人の住所及び氏名

西予市宇和町稲生 218 番地

株式会社 南予都市開発

代表取締役 薬師神 有喜

## 4 図面省略